

高校生等のために

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)【支給】

※このページの内容は令和8年度の国予算案による情報のため、変更が生じることがあります。

<p>内 容</p>	<p>授業料以外の教育費負担を軽減するため、低・中所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給し支援を行います。＜国公立高校等＞</p>
<p>対 象 者</p>	<p>次の①～③のいずれにも該当する生徒の保護者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給）の生徒又は保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が182,500円未満の世帯の生徒（失業・倒産等により家計が急変し、家計急変発生後1年間の収入見込が上記世帯に相当すると認められる世帯（以下「家計急変世帯」といいます。）の生徒も該当する場合があります。） ② 保護者等（親権者全員）が京都府内に在住していること ③ 平成26年4月1日以降に入学しており、国の高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の在籍者を除く。）であること <p>※外国籍又は外国人学校の生徒は、生活保護（生業扶助）受給世帯又は住民税所得割額非課税世帯でなければ、対象にならない場合があります。</p> <p>※「同種の資金」の貸付又は給付を受給している場合は、同種の資金の貸付額や支給額を減額されることがあります。同種の資金については、備考欄をご覧ください。</p> <p>※生徒が高等学校等専攻科に在学する場合は、住民税所得割額の合算が105,500円未満の世帯又は105,500円以上264,500円未満の多子世帯（保護者等の扶養する子が3人以上いる世帯）が対象となります。</p>
<p>支 給 額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給） <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制・通信制：年額 32,300円 私立 全日制・定時制・通信制：年額 52,600円 ② 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を除く。） <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制：年額143,700円 通信制・専攻科：年額 50,500円 私立 全日制・定時制：年額152,000円 通信制・専攻科：年額 52,100円 ③ 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が100円以上105,500円未満の世帯 <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制：年額 47,900円 通信制・専攻科：年額 16,830円 私立 全日制・定時制：年額 50,670円 通信制・専攻科：年額 17,370円 ④ 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が105,500円以上182,500円未満の世帯（生徒が高等学校等専攻科に在学する場合、105,500円以上264,500円未満で、保護者等の扶養する子が3人以上いる世帯） <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制：年額 35,930円 通信制・専攻科：年額 12,630円 私立 全日制・定時制：年額 38,000円 通信制・専攻科：年額 13,030円

	<p>注：家計急変世帯の場合は、家計急変となった時期に応じて年額又は月割支給となります。</p> <p>注：災害等により高等学校等で着用を義務付けられている制服が、喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合に、加算額を支給できることがあります。（生活保護受給世帯（生業扶助受給）の場合は対象外）</p>
しんせいじき 申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ・7月頃（7月1日が基準日となります。ただし、家計急変世帯の場合は、家計急変となった時期に応じて基準日が異なります。） ・新入生（支給額欄の①又は②の世帯）については、一部（4～6月分）の早期給付を希望することができます。一部（4～6月分）の早期給付を希望された場合は、4～5月頃（4月1日が基準日になります。）
しきゅうじき 支給時期	<ul style="list-style-type: none"> ・10月下旬以降 ・一部（4～6月分）の早期給付を希望された場合は、6月下旬以降
しんせいてつぷ 申請手続	<p><u>在学されている高等学校等から案内</u>がありますので、申請書類に生活保護受給世帯（生業扶助受給）又は保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類を添付して学校へ提出してください。他府県の学校へ進学されている場合は、下記までご連絡ください。</p> <p>注：家計急変世帯の場合は、学校にお申し出ください。なお、家計急変状況が確認できる書類の添付も必要となります。</p>
とあわせさき 問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立 在学されている高等学校等又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-414-5043） ・私立 在学されている高等学校等又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）
ひ備 備考	<p>▶毎年度申請が必要です。</p> <p>▶同種の資金のうち、貸付額又は支給額が減額されることがあるものは次の①～④です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業（修学金）貸付（P.46～47、P.72～73） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.52～53） ③ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57） ④ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.62）